

畳類公正競争規約作成連絡会 第21回 合同委員会 議事概要

日時：平成30年2月6日（火）13：30～17：00

場所：農林水産省生産局第1会議室

出席：関係団体 全国い生産団体連合会、全日本畳事業協同組合、全国畳材料卸商組合連合会、全国畳材商社会、全国畳産業振興会、全日本ISO畳振興協議会、全日本JIS畳床工業協同組合

オブザーバー 押出発泡ポリスチレン工業会、日本建築士会連合会、大建工業株式会社、日本繊維板工業会、消費者庁、農林水産省

議事概要

冒頭、全日本畳事業協同組合（以下、全日畳）の米花理事長より、「全日畳として規約は一時凍結とするが、畳仕様書（案）については自主的に取り組むこととなった」と同理事会（1月25日開催）の結果報告があった。その後の議論では、「畳業界のスタンダードになる表示が必要」であることについて異論は出なかったが、連絡会の進め方や総会については、4月11日（水）に「第22回合同委員会」を開催し、そこで議論することとなった。主な発言は以下のとおり。

○自主的な取組について

- ・連絡会としてのスタンスは、自主的な取組で表示を推進していくという立場。
- ・自主的な取組を行う人は畳仕様書（案）を作成する。作成に当たって必要な情報は川上の事業者が流さなければならない。
- ・自主的に取り組むものから意見を聞いてはどうか。

○規約及び畳の表示について

- ・業界スタンダードがあれば 業界内で規約に取り組むという共通認識が早くできるのではないかと。規約は一旦置いて業界スタンダードを作ってはどうか。
- ・建築士の立場から、今は「畳」としか書けないが、表示のルールが浸透していけば、「こういう畳が欲しい」といった要望に応えられる。分かりやすい表示ルールが欲しい。
- ・消費者に分かりやすい表示が欲しい。最終的には規約にたどり着きたいが、ごく当たり前の表示ルールから始めてはどうか。
- ・規約は罰則が掛かるため、規約に対する理解が深まるまでは「一時凍結（規約の認定に向けた申請をしない）」としてはどうか。

○総会及び連絡会の運営について

- ・総会では、役員は辞任する等、何かしらのけじめが必要ではないかと。
- ・連絡会を解散、規約の申請を凍結し、まずは業界スタンダードを決めていく。これを8団体を中心になって周知していくのはどうか。
- ・連絡会に参加していない他の団体のコンセンサスも必要ではないかと。
- ・1年掛けて連絡会の方と意見交換をしてはどうか。反対者は規約そのものに反対しているのではなく、進め方に反対している。
- ・連絡会は規約を推進するという立上げだったが、これに参加できないから不満が出た。

○消費者庁のコメント

- ・取組方針に加えて、いつまでに何を行うか具体的な取組内容を示して計画的に進めることが必要。
- ・連絡会会員に意見を求めたり、具体的に物事を進めたりと、運営面について改善姿勢を示して理解を得ること。
- ・規約については、業界において参加しない者が多すぎて事実上実効が上がらずルールとして機能することが期待できない場合には、認定要件は充足されないため、参加者を増やす周知活動は重要。